

# 特定非営利活動法人しづおか音楽文化支援協議会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しづおか音楽文化支援協議会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、静岡市を中心とした周辺地域の音楽文化の支援活動を通して、地域文化の振興とコミュニティの発展に寄与するとともに、地域の文化と経済の好循環を促進することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 学校部活動の地域移行推進支援事業
- ② 地域文化の基盤である青少年の吹奏楽活動の支援事業
- ③ 地域、行政及び企業の三者間連携支援事業
- ④ 地域の団体及び個人の楽器保守管理及び整備調整支援事業
- ⑤ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に第8条に定める入会金及び会費を添えて理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知するとともに、前項の入会金及び会費を返還しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

#### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### （資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### （資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### （資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### （事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### （予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### （事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の

議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国庫に帰属するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雜則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを

定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	北 山 敦 康
理 事	伊 藤 静 雄
	青 山 貴 弘
	鈴 木 恒 裕
	川 田 成 夫
	望 月 浩 志
	川 邊 悠
監 事	植 松 静 雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2年以内に開催される最初の通常総会終結のときまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 0円  
正会員会費 0円
  - (2) 賛助会員（法人）入会金 0円  
賛助会員（個人）入会金 0円  
賛助会員（法人）会費 10,000円（1年間分・1口あたり）  
賛助会員（個人）会費 2,000円（1年間分・1口あたり）

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 しづおか音楽文化支援協議会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	北山 敦康		有
理事	伊藤 静雄		無
理事	青山 貴弘		無
理事	鈴木 恒裕		無
理事	川田 成夫		無
理事	望月 浩志		無
理事	川邊 悠		無
監事	植松 静雄		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

様式例・記載例（法第10条第1項第5号関係）

設立趣旨書

1 趣旨

(1) 学校部活動の地域移行について

昨今の著しい少子化や教員の働き方改革をはじめとする様々な社会の変化に対応して、将来にわたって子供たちにスポーツや芸術文化を体験する場を保障するため、スポーツ庁と文化庁は、数々の検討会議を経て令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を作成した。

これは、たんなる学校制度の改革にとどまらず、スポーツや芸術文化が持続可能な形で展開されることによって、我が国の文化の発展はもちろん地域の経済的活力にも影響を与える重大な変革である。しかし、文化部に参加する中学生の約半数が所属していると言われる吹奏楽部の活動に関しては、とくに地域移行の難しさが指摘されている。

(2) 地域の現状と課題について

文化庁は文化部活動の地域移行に関して、吹奏楽部に対する一定の支援を表明してはいるものの、運動部と比較すると、これを実行するための地域の受け皿が整ってはいない。また、経済的な支援という面では、地方自治体にこれを積極的に進める政策がほとんど整っていないのが現状である。

多くの自治体は、複数の学区から拠点校に生徒を集める「合同部活」で対応しようとしているが、少子化がこのまま進行すれば、それも長く続くとは考えにくい。また、民間の受け皿で一部の生徒が活動の機会を享受することができるにしても、そのための費用負担は家庭の経済状況による体験格差につながりかねない。

(3) NPO法人設立の必要性について

学校部活動の地域移行における諸課題を解決するためには、吹奏楽をはじめとする音楽教育の運営に関する知見をもつ地域の有志が、子供たちの健全な成長を願う保護者や地域の文化環境の整備に関心を持つ企業及び行政と協働するためのコンソーシアムを構築する必要がある。このNPO法人は、こうした社会的使命をもって設立するものである。

主たる目標としては、学校部活動の地域移行を契機に、広く地域住民が音楽を媒介としてともに子供たちを支える社会の実現を目指すことであるが、こうした活動を通して、地域における文化と経済の好循環に貢献するための社会的風土の醸成の一助になりたいと考えている。

(4) 今後の活動方針について

まずは、本法人の趣旨に賛同する地元の各企業からの協賛によって資金を調達し、地域移行のための指導者の人材確保や活動場所等の環境整備を進めながら、教育行政との協働によって、子

供たちの使用する楽器の管理や整備を行うことで、すべての子供たちに音楽文化を体験する均等な機会を与えられる音楽教育システムを構築したい。

並行して、国の政策に沿った学校部活動の地域移行がスムーズに進行するように自治体と協力して、地域社会の理解を得ることができる場を設ける。また、現在行われている中学校の部活動を支援するために、吹奏楽指導者の人材情報管理および紹介と指導者育成の支援を行うとともに、音楽を通じた市民の交流の場を設ける活動をする。

## 2 申請に至るまでの経過

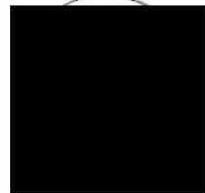
- ・令和4年 6月 全日本吹連理事長とヤマハ管弦打営業部を訪問し、同社幹部と面談
- ・令和4年 9月 吹奏楽関連団体との連絡協議会（東京、千修ビル）
- ・令和4年10月 一般社団法人「しづおかBucatsuDO クラス」スタートアップ集会で部活動の地域移行について説明（グランシップ）
- ・令和5年 1月 地域部活掛川未来創造部 Pallet 「Ch. CoCo」に出演（Youtube）
- ・令和5年 2月 御前崎市第1回部活動地域移行検討委員会に出席
- ・令和5年 3月 吹奏楽の受け皿団体を計画中の京都からの訪問者を迎えて説明（グランシップ）
- ・令和5年 3月 吹奏楽関連団体との連絡協議会（ヤマハ東京事務所）
- ・令和5年 3月 静岡市学校教育課と面談
- ・令和5年 3月 一般社団法人「しづおかBucatsuDO クラス」理事長と面談
- ・令和5年 4月 一般社団法人静岡県吹奏楽・管打楽器指導者協議会と面談
- ・令和5年 5月 日本吹奏楽指導者協会静岡県部会研究交流会で講演（常葉大学橋高校）
- ・令和5年 5月 浜松バンドクリニックで部活動地域移行に関する講演（アクトシティ浜松）
- ・令和5年 6月 バンドジャーナル（音楽之友社）6月号に関連記事掲載
- ・令和5年 6月 静岡県教育委員会を訪問し、部活動地域移行担当者らと面談
- ・令和5年 7月 静岡新聞社を訪問し、部活地域移行に関する考え方を説明
- ・令和5年 8月 C-JAMM（中部楽器小売店組織）で地域移行の講演（名古屋市）
- ・令和5年 8月 静岡市教育委員会を訪問し、教育長らと面談
- ・令和5年 8月 一般社団法人静岡県吹奏楽・管打楽器指導者協議会で講演（常葉大学）
- ・令和5年 8月 バンドジャーナル（音楽之友社）8月号に関連記事掲載
- ・令和5年 9月 静岡市教育委員会を訪問し、部活動地域移行担当者らと面談
- ・令和5年 9月 御前崎市第2回部活動地域移行検討委員会に出席
- ・令和5年10月 御前崎市第3回部活動地域移行検討委員会に出席
- ・令和5年11月 静岡市教育委員会を訪問し、部活動地域移行担当者らと面談
- ・令和5年11月 ヤマハ管打楽器事業部長らが来静し面談（すみや本社会議室）
- ・令和5年11月 一般社団法人静岡県吹奏楽・管打楽器指導者協議会関係者と面談
- ・令和5年12月 NHKの取材で部活動地域移行に関する考え方を説明
- ・令和5年12月 地域部活掛川未来創造部 Pallet 「Ch. CoCo」に出演（Youtube）
- ・令和6年 2月 部活動地域移行に関する講演（京都女子大学）
- ・令和6年 2月 御前崎市第4回部活動地域移行検討委員会に出席
- ・令和6年 3月 福井県吹奏楽連盟で部活動地域移行に関する講演（鯖江市）

・令和 6 年 4 月 設立総会開催

令和 6 年 4 月 25 日

特定非営利活動法人しづおか音楽文化支援協議会

設立代表者 氏名 北山敦康



様式例・記載例（法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」）

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2024年9月30日まで

特定非営利活動法人 しづおか音楽文化支援協議会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施する事を目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
① 学校部活動の地域移行推進支援事業	・合同部活展開の支援として中学生吹奏楽部初心者講習会の実施	(A) 5月 (B) 外部集会場 (C) 5名	(D) 中学校吹奏楽初心者 (E) 20名	60
	・合同部活展開の支援として教員向け講座・講習会の実施（指揮法）	(A) 6月 (B) 外部集会場 (C) 3名	(D) 吹奏楽指導教員 (E) 20名	50
	・合同部活展開の支援として吹奏楽バンド活動の場の提供を実施（定期的なすいぶらの実施）	(A) 毎月1回 (B) 外部集会場 (C) 15名	(D) 中学校吹奏楽部員 (E) 150名	400
② 地域文化の基盤である青少年の吹奏楽活動の支援事業	・小規模吹奏楽部への活動支援として、合同コンサートの実施	(A) 8月 (B) コンサートホール (C) 7名	(D) 小規模吹奏楽部員 (E) 150名	180
③ 地域、行政及び企業の三者間連携支援事業	実施予定なし			

④ 地域の団体及び個人の楽器保守管理及び整備調整支援事業 <sup>1</sup>	・中学校吹奏楽部の楽器を良い状態で使用できる様に楽器の提供とメンテナンスをおこなう。	(A) 月1回定期的に (B) 各中学校練習場所(音楽室) (C) 10名	(D) 吹奏楽部員 (E) 25名	200
	・中学生のためのリペアワーカーショップの実施。	(A) 8月 (B) 各中学校練習場所(音楽室) (C) 5名	(D) 中学校吹奏楽部員 (E) 30名	80
⑤ その他第3条の目的を達成するため必要な事業 <sup>1</sup>	・広報パンフレット作製及びホームページの開設	(A) 2024年5月 (B) 法人事務所 (C) 1名		400

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例（法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」）

2024年度の事業計画書

2024年10月1日から2025年9月30日まで

特定非営利活動法人 しづおか音楽文化支援協議会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施する事を目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
① 学校部活動の地域移行推進支援事業 <sup>1</sup>	・合同部活展開の支援として中学生吹奏楽部初心者講習会の実施	(A)10月と5月 (B)外部集会場 (C)10名	(D)中学校吹奏楽初心者 (E)40名	130
	・合同部活展開の支援として教員向け講座・講習会の実施（指揮法）	(A)11月と2月と6月 (B)外部集会場 (C)9名	(D)吹奏楽指導教員 (E)60名	160
	・合同部活展開の支援として吹奏楽バンド活動の場の提供を実施（定期的なすいぶらの実施）	(A)毎月1回 (B)外部集会場 (C)36名	(D)中学校吹奏楽部員 (E)360名	1,290
② 地域文化の基盤である青少年の吹奏楽活動の支援事業 <sup>1</sup>	・小規模吹奏楽部への活動支援として、合同コンサートの実施	(A)8月 (B)コンサートホール (C)7名	(D)小規模吹奏楽部員 (E)150名	180
③ 地域、行政及び企業の三者間連携支援事業 <sup>1</sup>	実施予定なし			

④ 地域の団体及び個人の楽器保守管理及び整備調整支援事業	・中学校吹奏楽部の楽器を良い状態で使用できる様に楽器の提供とメンテナンスをおこなう。	(A) 月1回定期的に (B) 各中学校練習場所(音楽室) (C) 24名	(D) 吹奏楽部員 (E) 60名	480
	・中学生のためのリペアワーキショップの実施。	(A) 2月と8月 (B) 各中学校練習場所(音楽室) (C) 10名	(D) 中学校吹奏楽部員 (E) 60名	170
⑤ その他第3条の目的を達成するために必要な事業	・ホームページの改修及びドメインの付加	(A) 2025年5月 (B) 法人事務所 (C) 1名		200

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

## 様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度 活動予算書  
法人成立の日から2024年 9月30日まで特定非営利活動法人 しづおか音楽文化支援協議会  
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取入会金	1,400,000		
正会員受取会費	480,000	1,880,000	
賛助法人会員受取会費			
賛助個人会員受取会費			
2 受取寄附金			
受取寄附金	800,000		
施設等受入評価益	-	800,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	-	-	
4 事業収益			
樂器保守管理支援事業	15,000		
初心者向講習会事業	10,000		
教員向講座・講習会事業	20,000		
吹奏楽バンド自主活動（すいぶら）事業	75,000		
合同コンサート事業	150,000	270,000	
経常収益計			2,950,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
(2) その他経費			
指導料（講師・リペアマン）	180,000		
会議費（施設利用料）	330,000		
運営委託料（支援スタッフ）	280,000		
保険料（イベント保険）	30,000		
広告費（ホームページ・パンフレット）	400,000		
その他（すいぶら諸経費）	150,000		
その他経費計	1,370,000		
事業費計		1,370,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	250,000		
人件費計	250,000		
(2) その他経費			
家賃（事務所スペース・共益費含）	75,000		
会議費（会合会場費+茶菓代）	30,000		
旅費交通費（会合旅費）	30,000		
同（管理・営業活動経費）	50,000		
備品費（初期導入分含む）	300,000		
業務委託料（司法書士・設立申請支援）	700,000		
同（会計士・顧問料）	90,835		
その他経費計	1,275,835		
管理費計		1,525,835	
経常費用計			2,895,835
当期経常増減額			54,165
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	-	-	
.....	-	-	
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	-	-	
.....	-	-	
経常外費用計			
当期正味財産増減額			54,165
設立時正味財産額			-
次期繰越正味財産額			54,165

## 様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

## 2024年度 活動予算書

2024年10月 1日から2025年 9月30日まで

特定非営利活動法人 しづおか音楽文化支援協議会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取入会金			
正会員受取会費			
賛助法人会員受取会費	2,000,000		
賛助個人会員受取会費	640,000		
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		
施設等受入評価益	-		
3 受取助成金等			
受取助成金	100,000		
4 事業収益			
楽器保守管理支援事業	30,000		
初心者向講習会事業	20,000		
教員向講座・講習会事業	60,000		
吹奏楽バンド自主活動（すいぶら）事業	180,000		
合同コンサート事業	150,000		
経常収益計	440,000		
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
(2) その他経費			
指導料（講師・リペアマン）	810,000		
会議費（施設利用料）	590,000		
運営委託料（支援スタッフ）	590,000		
保険料（イベント保険）	60,000		
広告費（ホームページ改修・管理）	200,000		
その他（すいぶら諸経費）	360,000		
その他経費計	2,610,000		
事業費計	2,610,000		
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000		
人件費計	600,000		
(2) その他経費			
家賃（事務所スペース・共益費含）	180,000		
会議費（会合会場費+茶菓代）	60,000		
旅費交通費（会合旅費）	60,000		
同（管理・営業活動経費）	120,000		
備品費	50,000		
業務委託料（司法書士・設立申請支援）	-		
同（会計士・顧問料）	218,000		
その他経費計	688,000		
管理費計	1,288,000		
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額	282,000		
次期繰越正味財産額	54,165		
	336,165		